



福岡医発第 809 号（地）
令和 5 年 6 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

令和 5 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

令和 4 年度診療報酬改定で新設された外来データ提出加算等の令和 5 年度における取扱いについては、令和 5 年 3 月 16 日付け福岡医発第 3400 号（地）にてご案内申し上げたところです。

今般、当該加算等に係る説明会の資料や動画が厚生労働省のホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32801.html) に掲載された旨、日本医師会より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報＜令和 4 年度＞」に掲載される予定でありますことを申し添えます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会 長 島田昇二郎

日医発第 517 号（保険）
令和 5 年 6 月 7 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
(公 印 省 略)

令和 5 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

令和 4 年度診療報酬改定で新設された外来データ提出加算等の令和 5 年度における取扱いについては、令和 5 年 3 月 9 日付け 日医発第 2288 号（保険）にてご案内申し上げたところですが、今般、当該加算等に係る説明会の資料や動画が厚生労働省のホームページに掲載されましたので、ご案内申し上げます（下記ご参照）。

なお、本件につきましては関連する事務連絡（添付資料ご参照）も発出されておりますので、あわせてご案内申し上げます。

本件につきましては、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「診療報酬改定に関する情報 <令和 4 年度>」に情報掲載を予定しております。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

令和 5 年度外来データ提出加算等に係る説明会 説明資料及び説明動画

➤ 掲載 URL : https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32801.html

【添付資料】

令和 5 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

(令 5. 4. 21 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

別 添

事 務 連 絡
令和 5 年 4 月 21 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 5 年度における外来データ提出加算等の取扱いについて

外来医療等におけるデータ提出に係る評価として令和 4 年度診療報酬改定で新設された、区分番号「B 0 0 1－3」生活習慣病管理料注 4 に規定する外来データ提出加算、区分番号「C 0 0 2」在宅時医学総合管理料の注 13、区分番号「C 0 0 2－2」施設入居時等医学総合管理料の注 7、区分番号「C 0 0 3」在宅がん医療総合診療料の注 7 に規定する在宅データ提出加算、区分番号「H 0 0 0」心大血管疾患リハビリテーション料の注 5、区分番号「H 0 0 1」脳血管疾患等リハビリテーション料の注 7、区分番号「H 0 0 1－2」廃用症候群リハビリテーション料の注 7、区分番号「H 0 0 2」運動器リハビリテーション料の注 7、区分番号「H 0 0 3」呼吸器リハビリテーション料の注 5 に規定するリハビリテーションデータ提出加算（以下「外来データ提出加算等」という。）については、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて（以下「施設基準通知」という。）」にその手続きの取扱いについて、お示しているところですが、令和 5 年度における外来データ提出加算等に係る具体的な手続き等の取扱いは下記のとおりとしますので、貴管下の保険医療機関等の関係者に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 外来データ提出加算等の届出を希望する保険医療機関の手続きについて

（1）必要な届出等の流れについて

- ① 当該保険医療機関は、施設基準通知に定める様式 7 の 10 を、令和 5 年 5 月 20 日、8 月 22 日、11 月 21 日又は令和 6 年 2 月 20 日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に届け出ること。

※令和 5 年 5 月 20 日は閉庁日のため届出に際しては前日までに提出するよう留意すること。

- ② 様式 7 の 10 の届出を行った保険医療機関は、当該届出の期限となっている月の翌月から起算して 2 月分（当該届出の期限が令和 6 年 2 月 20 日である場合のみ、当該届出の期限となっている月を含む 2 月分）の試行データを作成し、外来医療等調査事務局に提出すること。なお、厚生労働省保険局医療課（以下「保険局医療課」

という。)が様式7の10を受領した後、外来医療等調査事務局より試行データ作成に係る案内を電子メールにて送信するので、これに従って試行データを作成すること。

③ 保険局医療課は、外来医療等調査事務局に提出された試行データが適切に作成及び提出されていることを確認した場合は、データ提出の実績が認められた保険医療機関として、保険局医療課からの事務連絡(以下「データ提出事務連絡」という。)を当該医療機関の担当者あてに外来医療等調査事務局から電子メールにて送信する。あわせて、地方厚生(支)局医療課長等あてにデータ提出の実績が認められた保険医療機関を通知するとともに、当該通知を厚生労働省のホームページへ公表する。

④ データ提出事務連絡を受けた保険医療機関は、施設基準通知に定める様式7の11を用いて地方厚生(支)局に届出を行うことで、外来データ提出加算等を算定することができる。なお、複数の外来データ提出加算等について届出を行う場合は、それぞれ該当する項目にチェックし届け出ること。

⑤ 様式7の11の届出を行った保険医療機関は、当該届出が受理された月の属する四半期(※)からデータを作成(以下「本データ」という。)し、「外来医療、在宅医療、リハビリテーション医療の影響評価に係る調査」実施説明資料(以下「調査実施説明資料」という。)において指定する期日及び方法により、外来医療等調査事務局に提出すること。

(※) なお、令和5年度の様式7の11の受理日及び作成すべきデータの関係については以下のとおり例示を示す。特に初回の届出となっている令和5年9月30日までに様式7の11が受理された場合についての作成すべきデータの扱いについてはこの限りではないため留意すること。

様式7の11 受理日	加算開始	作成すべきデータ	オンラインによる提出期限
令和5年9月30日	令和5年10月	令和5年10月～12月	令和6年1月18日12時 ※配送の場合：1月19日
令和5年10月1日	令和5年10月	令和5年10月～12月	令和6年1月18日12時 ※配送の場合：1月19日
令和5年12月28日	令和6年1月	令和5年10月～12月	令和6年1月18日12時 ※配送の場合：1月19日
令和6年1月4日	令和6年1月	令和6年1月～3月	令和6年4月18日12時 ※配送の場合：4月19日
令和6年3月31日	令和6年4月	令和6年1月～3月	令和6年4月18日12時 ※配送の場合：4月19日
令和6年4月1日	令和6年4月	令和6年4月～6月	未定

※作成するデータは、受理日で判断することに留意すること。

(2) 試行データの作成及び提出方法について

本データに準じた取扱いとするため、提出用データの作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。また、試行データの作成対象月及び提出に係るスケジュール等を以下の表にまとめたので、併せて参照すること。

	様式 7 の 10 届出期限	試行データ 作成対象月	オンラインによる 試行データ提出期限
第 1 回目	5 月 20 日	6 月、7 月	令和 5 年 8 月 17 日 12 時 ※配送の場合：8 月 18 日
第 2 回目	8 月 22 日	9 月、10 月	令和 5 年 11 月 16 日 12 時 ※配送の場合：11 月 17 日
第 3 回目	11 月 21 日	12 月、1 月	令和 6 年 2 月 15 日 12 時 ※配送の場合：2 月 16 日
第 4 回目	2 月 20 日	2 月、3 月	令和 6 年 4 月 18 日 12 時 ※配送の場合：4 月 19 日

※ 第 4 回目の試行データのみ、作成対象月が様式 7 の 10 届出期限の月を含めた 2 月分になっていることに注意すること。

(3) 本データの作成及び提出方法について

本データの作成等は、厚生労働省保険局医療課が、様式 7 の 11 を受理した後、外来医療等調査事務局から本データ作成等に関する案内が電子メールにて配信されるため、当該連絡に従い本データを作成すること。その際の作成及び提出方法については、調査実施説明資料をよく参照すること。なお、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）に定めるとおり、データの提出を行っていない場合又はデータの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた場合、当該月の翌々月以降について、算定できなくなるため、十分注意すること。なお、遅延等とは調査実施説明資料に定められた期限までに、外来医療等調査事務局宛に当該医療機関のデータが提出されていない場合（提出時刻が確認できない手段等、調査実施説明資料に定められた提出方法以外の方法で提出された場合を含む。）、提出されたデータが調査実施説明資料に定められたデータと異なる内容であった場合（データが格納されていない空の媒体が提出された場合を含む。）をいう。

2 その他留意事項等について

(1) 様式の提出先については、以下のとおりであること。

①「様式 7 の 10」

保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

②「様式 7 の 11」

保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局各都府県事務所又は指導監査課

③「様式 7 の 12」

保険医療機関の所在地を管轄する地方厚生（支）局医療課

- (2) 様式 7 の 10 の届出を行う場合は、1 加算につき 1 届出とする。また、表題において届出を行う外来データ提出加算等の種別を判読できるようにすること。
- (3) 外来データ提出加算等に係る施設基準は、様式 7 の 10 の届出時点で満たすことは必須ではなく、様式 7 の 11 の届出時点で満たしていれば良いこと。
- (4) 当該調査年度において、データの提出に遅延等が累積して 3 回認められた場合には、3 回目の遅延等が認められた日の属する月に速やかに変更の届出（様式 7 の 12 の提出）を行うこととし、当該変更の届出を行った日の属する月の翌月から外来データ提出加算等が算定できなくなる。なお、「遅延等」の考え方は 1 の（3）と同様である。
- (5) データ提出等に関する連絡は、1（1）③のデータ提出事務連絡を含め様式 7 の 10 にて登録された連絡担当者へ保険局医療課担当者又は外来医療等調査事務局より、原則、電子メールにて送信されるため、確認漏れのないよう注意すること。
- (6) 外来医療等調査事務局メールアドレス support@gairai.jp
当日 16：30 までに問い合わせのあった質問については、基本的には当日中に返信する（土日、祝日及び年末年始を除く）。